

令和7年度 町単独那賀町町営住宅電気給湯器賃貸借業務

賃 貸 借 物 品 仕 様 書

令和7年11月 那賀町住民課

番号	項 目	内 容
1	件名	令和7年度 町単独那賀町営住宅電気給湯器賃貸借業務
2	賃貸借期間	令和8年1月20日～令和18年1月19日（120ヶ月）
3	納入台数	エコキュート 460L オートタイプ 10戸分 ・貯湯タンク 460L 10台 ・ヒートポンプユニット 10台 ・リモコン 2箇所×10台
4	納入場所	徳島県那賀郡那賀町土佐字南町157番地 町営住宅 地域優良賃貸住宅 土佐団地
5	本体及びオプション	機種については、既存機器又は同等品以上とする。 既存機器：三菱製 エコキュート オートタイプ 460L SRT-HTP46C5
6	料金方式	・賃貸借料金 月額リース料金方式（定額） ※月額賃貸借料金には、機器の搬入・設置調整費用および保守料金も含めること。 ※リース期間は120ヶ月（10年間）とする。
7	契約方法	（1）契約は月額賃貸借料金（税別）で締結する。 ※見積書には税別の月額料金総合計（機器10台の賃貸借及び保守料金合計）を記入すること。 ※月額賃貸借料金（税別契約金額）について、1円未満は切り捨てる。 （2）賃貸借物件は落札者以外の所有でもよいが、三者間契約は認めないものとする。
8	金額の支払いについて	（1）当月分を翌月以降、請求日より30日以内に支払う。 （2）1円未満の端数は切り捨てる。 （3）請求書は機器の設置場所ごとに発行し、那賀町が指示する宛先に送付すること。

番号	項 目	内 容
9	設置及び撤去にかかる注意事項	(1) 機器には動産保険を付加し、その費用を負担すること。 (2) 搬入、設置等にかかる費用は落札者が負担すること。 (3) 機器の設置及び設定後、梱包材等の現場にて発生した不要材は処分すること。 (4) 機器搬入及び設置時に建物等が破損した時は、一切を落札者の負担で復旧すること。 (5) 機器が正常に使用できるように初期設定は落札者が行い、機器設置後に正常に使用できることを確認すること。また、使用者から機器の操作方法等に関して要望があれば、必要に応じ指導、助言を行うこと。
10	保守にかかる特記事項	(1) 機器が常に正常な状態で使用できるよう、必要な保守（定期点検、巡回サービス等を含む）及び消耗品の供給を行うこと。 (2) 消耗品の不足を確認した時、またはその供給を求められた時は、速やかに必要な供給を行うこと。 (3) 那賀町が故障等機能の異常等を連絡した時は、速やかに設置場所へ必要な保守要員を派遣し、故障修理及び代替機の手配等の適切な処理を行い、正常に使用できる状態に回復すること。速やかに回復できない場合には、その原因及びそれに対する代替策等について説明して、那賀町の了承を得ること。 (4) 保守並びに点検実施、消耗品納入の際に知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、または他の目的に利用してはならない。